

社宅や社員寮を  
取得・整備する  
事業者を  
支援します！

最大  
200万円

## 人材受入施設整備補助金

### 1 補助対象者

市内に事業所を有する中小企業等

### 2 事業内容

人材確保と当市への就労促進のために行う  
社員寮等の取得・整備

### 3 対象経費

社員寮等の取得・整備に要する経費

### 4 補助金額

補助率：対象経費 × 1 / 2 (消費税除く、千円未満切捨て)

補助金上限：200万円

裏面もご覧ください

# 下記事項もご確認ください

## 申請方法

下記の①～⑤の書類を市役所産業政策課へ提出してください。  
書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業実施計画書（別紙6）
- ③工事等の見積書またはこれに準ずる書類の写し
- ④工事等の内容がわかる図面、パンフレット、カタログ等の写し
- ⑤市税の納税証明書

※本庁税務課・各支所地域振興課で有料（350円）で発行します。



## 事業の完了報告

事業完了後、下記の①～⑥の書類を市役所産業政策課へ提出してください。  
書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）
- ②事業実績報告書（別紙12）
- ③工事等の請求書の写し
- ④工事等の領収書の写し
- ⑤工事等が確認できる写真
- ⑥市が補助金を振り込む金融機関の通帳（口座情報がわかるページの写し）

## 注意事項

- ①事業実施後は遅延なく実績報告書類を市へ提出してください。
- ②同一年度に、同一企業が申請できるのは1回限りとします。

### 【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただきます。10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。  
ご了承ください。



担当課：十日町市 産業政策課  
電話：025-757-3139  
E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

令和8年4月1日版